

令和2年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分 市町の別	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市計	26,968	12,656	14,312
町計	3,429	1,699	1,730
県計	30,397	14,355	16,042

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	207,794,933	205,209,095
	機械及び装置	694,979,760	668,988,271
	船舶	18,526,230	9,473,338
	航空機	6,027	6,027
	車輛及び運搬具	5,332,616	5,293,403
	工具、器具及び備品	119,081,672	118,447,894
	小計	1,045,721,238	1,007,418,028
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	400,009,678	362,811,316
	県知事が価格等を決定し配分したもの	22,694,638	21,810,612
	小計	422,704,316	384,621,928
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,468,425,554	1,392,039,956
同内上訳	市町分の額		1,392,039,956
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	192,085,479	189,819,330
	機械及び装置	627,854,811	604,486,847
	船舶	16,692,704	8,761,201
	航空機	6,027	6,027
	車輛及び運搬具	4,919,574	4,880,763
	工具、器具及び備品	112,527,343	111,934,670
	小計	954,085,938	919,888,838
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	264,434,276	229,053,361
	県知事が価格等を決定し配分したもの	22,322,286	21,449,287
	小計	286,756,562	250,502,648
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,240,842,500	1,170,391,486
同内上訳	市町分の額		1,170,391,486
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	15,709,454	15,389,765
	機械及び装置	67,124,949	64,501,424
	船舶	1,833,526	712,137
	航空機		
	車輛及び運搬具	413,042	412,640
	工具、器具及び備品	6,554,329	6,513,224
	小計	91,635,300	87,529,190
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	135,575,402	133,757,955
	県知事が価格等を決定し配分したもの	372,352	361,325
	小計	135,947,754	134,119,280
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		227,583,054	221,648,470
同内上訳	市町分の額		221,648,470
	県分の額		